

# 高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 県は、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」という。）に関する事務を円滑に実施するため、国が定める経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の2に定める事業実施主体及び高知県農業再生協議会（以下「補助事業者」という。）が行う実施要綱第3に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に必要となる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、補助事業者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

## (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付の条件を付することができる。

## (補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額が30パーセント以上の減額となる場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業者の変更

2 知事は、前項の規定による補助事業の変更（中止・廃止）の承認の申請を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

## (遂行状況の報告)

第7条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定があった年度の9月30日現在において実績報告書を提出していない場合は、規則第10条第1項の規定により、別記第3号様式による遂

行状況報告書を当該年度の10月15日までに提出するよう求めるものとする。

- 2 前項に掲げる場合のほか、知事は、必要があると認めるときは、遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、別記第5号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が、虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が、著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業の着手は、原則として、補助金の交付の決定後に行うものとするが、当該補助事業の実施に当たって、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第7号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第12条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、一括して整備した上で、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。

- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、国が定める経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3570 号農林水産事務次官依命通知）別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備し、保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(グリーン購入)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 12 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業の内容	補助対象経費		補助率
	区分	内 容	
<p>1 市町村又は地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）が行う次に掲げる推進事務に係る経費</p> <p>① 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成及び配布等）</p> <p>② 需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>③ 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ及び受付</p> <p>④ 対象作物（産地交付金の助成作物を含む。）の作付面積及び生産数量等の確認事務</p> <p>⑤ 農業者情報のシステム入力及び集計事務</p> <p>⑥ 産地交付金の要件設定及び確認事務</p> <p>⑦ 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動</p> <p>⑧ 農業者の水田情報等の収集及び整理事務</p> <p>⑨ 実施要綱第3の2（9）に定める別紙2に掲げる経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組</p> <p>⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動</p> <p>2 高知県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が行う次に掲げる推進事務に係る経費</p> <p>① 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成及び配布等）</p> <p>② 需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>③ 産地交付金の要件設定及び確認、市町村等に対する指導</p> <p>④ 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動</p>	1 謝金	作付状況の確認等への協力、交付申請書及び営農計画書等の配布等並びに協議会会員並びに会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費等	定額
	2 旅費	経営所得安定対策等の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費等	
	3 事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備及び改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料及び損料（会場借上げ料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代及びお茶代を除く。）、備品費、賃金（正規職員の超過勤務に対して支払う対価及び臨時雇用職員又は別表第1の1の⑨の取組を生産出荷団体が実施する場合の生産出荷団体の職員の賃金に限る。）並びに共済費（臨時雇用職員の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等	
	4 委託費	市町村、地域協議会及び県協議会が実施する推進事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費	
	5 助成費	市町村、地域協議会及び県協議会が実施する推進事務に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費	

別表第2（第5条、第10条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記  
第1号様式（第4条関係）

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

生年月日

（補助事業者が市町村長の場合は、不要です。）

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の内容及び実施計画  
別紙の1のとおり
- 2 収支予算  
別紙の2のとおり
- 3 事業完了予定年月日  
平成 年 月 日

別紙

1 事業の内容及び経費の内訳

(1) 推進活動計画

区 分	内 容	備 考
1 (主な取組)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2		

(注) 推進活動計画の記入は、国が定める経営所得安定対策等推進事業実施要綱第4の2の(2)に定める別記様式第2号の2の写しにより代えることができます。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する 経費	負担区分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
	円	円	円	
合 計				

(注) 高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱別表第1に掲げる区分ごとに記してください。支出がない区分は、省略してください。

2 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 事務費	円	円	円	円	
2 補助金					
合 計					



高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費

補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更交付申請額

交付決定額	変更額	変更交付申請額
円	円増（減）額	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更の内容

別紙のとおり

（注）変更部分については、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

4 変更後の事業完了予定年月日（中止又は廃止の場合は、「中止の期間」又は「廃止の時期」を記入してください。）

平成 年 月 日（から平成 年 月 日まで）

別紙

1 事業の内容及び経費の内訳

(1) 推進活動計画

区 分	内 容	備 考
1 (主な取組)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2		

(注) 推進活動計画の記入は、国が定める経営所得安定対策等推進事業実施要綱第4の2の(2)に定める別記様式第2号の2の写しにより代えることができます。

変更部分については、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する 経費	負担区分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
	円	円	円	
合 計				

(注) 変更部分については、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

2 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(注) 変更部分については、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 事務費	円	円	円	円	
2 補助金					
合 計					

(注) 変更部分については、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費  
遂行状況報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

平成 年9月30日現在

計 画		進 捗 状 況		
事業費 (A)	完了予定年月日	事業費 (B)	進捗率 (B) ÷ (A) × 100	完了予定年月日
円		円	%	

(注) 進捗率は、1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記入してください。

高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費  
補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました  
平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費補助金について、下記により金 円を概算  
払で交付していただきたいので、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第8条の規  
定により請求します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済額  | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 未請求額  | 金 | 円 |
| 5 | 振込先   |   |   |
|   | 銀行支店名 |   |   |
|   | 口座種別  |   |   |
|   | 口座番号  |   |   |

高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費  
補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費補助金について、下記のとおり実施しましたので、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の内容及び実績  
別紙の1のとおり
- 2 収支精算  
別紙の2のとおり
- 3 事業完了年月日  
平成 年 月 日
- 4 振込先  
銀行支店名  
口座種別  
口座番号

別紙

1 事業の内容及び経費の内訳

(1) 推進活動実績

区 分	内 容	備 考
1 (主な取組)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2		

(注) 推進活動実績の記入は、国が定める経営所得安定対策等推進事業実施要綱第8の1に定める別記参考様式1の別添1の写しにより代えることができます。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要した 経費	負担区分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
	円	円	円	
合 計				

(注) 高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱別表第1に掲げる区分ごとに記してください。支出がない区分は、省略してください。

2 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 事務費	円	円	円	円	
2 補助金					
合 計					

高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費  
補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業費補助金について、高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金額の確定額  
(平成 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額)  
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額  
金 円

(注) 事業の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

高知県知事 様

所在地

市町村長又は高知県農業再生協議会長 印

平成 年度高知県経営所得安定対策推進事業指令前着手届

高知県経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第4の2に規定された地域推進活動計画に基づく別紙事業について、下記条件を了承の上、指令前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。



別紙

1 交付申請日付及び文書番号

平成 年 月 日付け 第 号

2 事業の内容

区分	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
事務費	円			
合 計				

3 事業実施主体

(助成を行う場合は、推進活動計画に含まれている協議会名を全て記入してください。)

〇〇農業再生協議会